

菰野町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱運用協定書

菰野町長（以下「甲」という。）と三重県四日市西警察署長（以下「乙」という。）とは、菰野町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱に基づき、菰野町が締結する契約等から暴力団等の排除を実現するために、下記に定める事項について合意し、相互の立場を尊重しつつ最大限の協力を行うものとする。

記

（趣旨）

第1条 この協定は、菰野町の締結する契約等から暴力団等を排除するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（契約等の入札参加対象からの排除）

第2条 甲及び乙は、入札参加資格者等の実態及び動向について情報の収集・交換に努めることとし、入札参加資格者等が菰野町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成19年要綱第5号。以下「暴力団等排除措置要綱」という。）の別表第1に掲げるいずれかに該当するとの疑義が生じたときは、速やかに相互の担当者間で当該事案について協議を行うものとする。

2 甲は、前項の協議の結果、必要があると判断をしたときは、乙に対し様式第1号により当該事案についての事実確認の調査を求めることができるものとする。

3 乙は、前項の照会に対し、当該事実について調査のうえ、その結果を様式第2号により回答するものとする。

4 甲は、前3項の結果、当該入札参加資格者等が暴力団等排除措置要綱の別表第1に掲げるいずれかに該当するとの回答のあった者について、指名停止等の措置をとるものとする。

5 乙において、入札参加資格者等が暴力団関係者に該当すると認める事実を確認した場合は、甲に対し、速やかに様式第3号により通報することとする。甲は、この通報を受けて、指名停止等の措置をとるものとする。

（改善の確認）

第3条 甲は、暴力団等排除措置要綱の別表第1の第1号に該当するとして

前条による措置をとった者については、当該措置期間の満了する1月前までに、乙に対し様式第4号により当該業者の措置を行った原因となった事実について改善の有無の確認を求めるものとし、乙は調査のうえ、様式第5号により回答するものとする。なお、暴力団等排除措置要綱の別表第1の第2号から第6号における改善の有無の確認については、甲の判断により行うものとする。ただし、改善の有無の確認が難しい場合は、警察等関係行政機関と協議して確認に努めるものとする。

(契約等における資材購入等の排除)

第4条 甲及び乙は、暴力団等排除措置要綱の別表第2に掲げる資材会社等の実態及び動向について情報の収集・交換に努めることとし、当該資材会社等の役員等又は中小企業団体若しくは中小企業等協同組合の組合員が暴力団等である旨疑義が生じたときは、速やかに相互の担当者間で当該事案について協議を行うものとする。

2 甲は、前項の協議の結果、必要があると判断をしたときは、乙に対し様式第6号により当該事案についての事実確認の調査を求めることができるものとする。

3 乙は、前項の照会に対し、当該事実について調査のうえ、その結果を様式7号により回答するものとする。

4 甲は、前3項の結果、当該資材会社等の役員等又は中小企業団体若しくは中小企業等協同組合の組合員が暴力団等と認められたときは、暴力団等排除措置要綱第5条第2項の措置をとるものとする。

5 乙において、資材会社等の役員等又は中小企業団体若しくは中小企業等協同組合の組合員が暴力団等に該当すると認める事実を確認した場合は、甲に対し、速やかに様式第8号により通報することとする。甲は、この通報を受けて、暴力団等排除措置要綱第5条第2項の措置をとるものとする。

(不当介入に対する措置)

第5条 甲は、契約等において受注者が暴力団等による不当介入を受けた場合、当該受注者に対し、乙に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び発注者に報告を行うことを義務付けるとともに、これらを怠った場合、指名停止等の措置を講じるものとする。

- 2 乙は、暴力団等による不当介入を受けた受注者からの通報を受けたときは、様式第9号により、速やかに発注者に通知するものとする。
- 3 発注者が暴力団等による不当介入を受けた受注者から報告を受けたときは、様式第10号により、甲は速やかに乙に通知するものとする。また、甲は前項の乙からの通知を受けて不当介入が確認できなかったときは、様式第10号にその様式のなお書きを加えて乙に通知するものとする。
- 4 乙は、暴力団等による不当介入を受けた受注者が、警察への通報等及び発注者への報告をしたときは、その内容に応じて、対処要領を教示するとともに、違法・不当行為については、迅速かつ確実な取締りや暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく行政命令の発出及び当該受注者、発注者の職員等関係者への万全な保護対策の徹底を図るものとする。
- 5 乙は、前項の対応状況について、甲及び受注者に対し適時連絡するものとする。
- 6 乙は、受注者が契約等において暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報等を怠ったと認められる事案を認知した場合には、様式第11号により、速やかに甲に通報するものとする。

（その他）

第6条 甲は、本協定書に基づき指名停止等の措置を行ったときは、乙に対し、速やかにその旨を知らせるものとする。

- 2 甲は、本協定書に基づき指名停止等の措置を行った後における当該業者からの問い合わせ等のトラブルが生じたときは、その解決のための協力を乙に要請できるものとする。
- 3 甲及び乙は、相互の了解なくして、提供された情報を他に漏らしてはならない。

（定めのない事項等）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙が各自1通ずつを保有するものとする。

平成20年 3月 27日

甲 菰野町長

乙 三重県四日市西警察署長